

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 8 日

関 係 団 体 各 位

中国運輸局自動車交通部長

中国運輸局自動車技術安全部長

「道路運送事業者の運転者に新型コロナウイルス感染が確認された場合の報告について」の廃止について

標記について、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることになりました。

これを踏まえ、令和4年10月4日付け事務連絡「道路運送事業者の運転者に新型コロナウイルス感染が確認された場合の報告について」については、令和5年5月8日付けで廃止することとしましたので、傘下会員に対して周知方お願いします。

事務連絡
令和4年10月4日

関係団体各位

中国運輸局自動車交通部長
自動車技術安全部長

道路運送事業者の運転者に新型コロナウイルス感染が確認された場合の
報告の取扱いについて

標記について、これまで感染者が確認された都度当局自動車技術安全部保安・環境調整官まで報告いただいているところですが、報告作業が業務の負担となっているのご意見をいただいていることを踏まえ、今後は下記に該当する場合にご報告いただくこととしましたので、傘下会員に対して周知方をお願いします。

記

次の各号のいずれかに該当する場合に各項目について報告願います。

(1) 営業所を閉鎖する場合

- ・事業者区分
例：乗合バス・貸切バス・タクシー・トラック
- ・事業者名、営業所名
- ・閉鎖する期間
例：令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇日
令和〇年〇〇月〇〇日～当面の間)
- ・閉鎖に伴う対応
例：プレス発表、自社ホームページ等により周知を行う。

(2) 乗合バス事業者で減便や運休等により運行ダイヤに変更が生じた場合

- ・事業者名、営業所名
- ・対象路線
例：〇〇線
- ・変更期間
例：令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇日
令和〇年〇〇月〇〇日～当面の間)
- ・変更内容
例：平日においても土日祝ダイヤで運行、〇〇線を〇〇便減
- ・変更に伴う対応
例：プレス発表、自社ホームページ等により周知を行う。

【報告先】

〒730-8544
広島市中区上八丁堀6-30
中国運輸局自動車技術安全部保安・環境調整官
電話082-228-9144